

## 青森市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

新たに令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年を計画期間とする「青森市総合計画前期基本計画」及び「青森市行財政改革プラン」を策定したことに伴い、当該計画等を基とした職員定数とするため、「青森市職員定数条例」を改正するもの。

### 2 改正内容

職員の定数及びその配分（第 2 条関係）

単位（人）

職員区分		職員定数		
		改正前	改正後	増減
市長事務部局の職員	市民病院を除く 事務部局	1,318	1,381	63
	(うち福祉事務所)	236	254	18
	市民病院	705	669	▲36
議会の事務部局の職員		22	22	0
教育委員会の所管に 属する職員	事務部局	188	188	0
	学校	126	108	▲18
選挙管理委員会の事務部局の職員		11	11	0
監査委員の事務部局の職員		9	11	2
農業委員会の事務部局の職員		19	19	0
公営企業の事務部局 の職員	水道事業、公共下水道事 業及び農業集落排水事業	275	275	0
	自動車運送事業	154	109	▲45
青森地域広域事務組合への派遣職員		433	449	16
合 計		3,260	3,242	▲18

### 3 施行期日

公布の日